

(趣旨)

第1条 社会教育ならびに学校教育の各分野において行われる学習活動、体験活動の充実を図ることを目的として市民ボランティアによる積極的な地域貢献を促すため、本事業を実施する。また、住民生活の基本である地域コミュニティの活性化を目指し、「住民による住民のためのボランティア活動」を推進することを目的とする。

(事業)

第2条 飯塚市教育委員会(以下「委員会」という。)は、前条の目的を達成するため、いづかボランティアネットワーク事務局(以下「事務局」という。)を設置し、次の各号に掲げる内容の事業を実施する。

- (1) ボランティア登録を促進するための養成事業
- (2) いづかボランティアバンク(以下「バンク」という。)の管理
- (3) バンク登録者(以下「登録者」という。)の派遣ならびに各種調整
- (4) 登録者の資質向上を図るための事業

(登録)

第3条 バンクへの登録を希望する者は、登録申請書を委員会に提出し、事務局が提示する各種要件を了承のうえ、登録をする。

(登録期間)

第4条 バンクへの登録期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、年度途中で登録を行ったものは当該年度末までを登録期間とする。

(登録の更新)

第5条 バンクへの登録更新を希望する者は、委員会に対し更新を希望する旨の連絡をしなければならない。

(活動内容および名称)

第6条 登録者は、以下に示す生涯学習課の所管する各ボランティア事業に従って活動を行うものとする。活動の詳細については、各事業の実施要領の定めによる。

- (1) 学習支援ボランティア(Learn Volunteer)事業

主に総合的な学習の時間等における指導者の派遣を行う

- (2) 熟年者ボランティア(Intelligence Volunteer)事業

主に高齢者を活用して学校支援を行う

- (3) 学生ボランティア(Near Volunteer)事業

主に学生を活用して公民館等の事業に対する補助支援を行う

- (4) 地域支援ボランティア(Keep Volunteer)事業

主に一般市民を活用して施設等の整備や安全支援、事業に対する補助支援を行う

(派遣の申請)

第7条 登録者の派遣を希望する者(以下「派遣申請者」という。)は、派遣申請書を委員

会に提出するものとする。

(派遣の調整)

第8条 事務局は、前条に定める申請書を受理した後、派遣に際し必要な事項を連絡調整のうえ、派遣申請者と登録者双方の合意に基づき派遣を決定する。

(報告書の提出)

第9条 派遣申請者は、月ごとに事業報告書をまとめ、翌月の5日までに委員会に提出するものとする。ただし、報酬を必要とする場合で、当該年度中に委任状が提出されていない場合は、委任状を提出するものとする。

(報償)

第10条 委員会は、申請に基づき登録者が派遣された場合には、各種ボランティア事業の実施要領に従って1回3時間以内を目安として報償(交通費相当)を支払うことができる。ただし、報償費を支払わないことを規定している各種ボランティア事業の場合は、この限りではない。

(保険)

第11条 活動中の事故等に対する保険については、委員会が責任を持って加入し、保険に関する手続きのすべてを行う。

2 活動中に事故等が発生した場合、派遣申請者は速やかに事務局に報告しなければならない。

3 保険の約款等に規定されていない事態が発生した場合、派遣申請者は責任を持って対応しなければならない。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要項は、平成19年4月1日から適用する。

いづかボランティアネットワーク事業“Link”構成

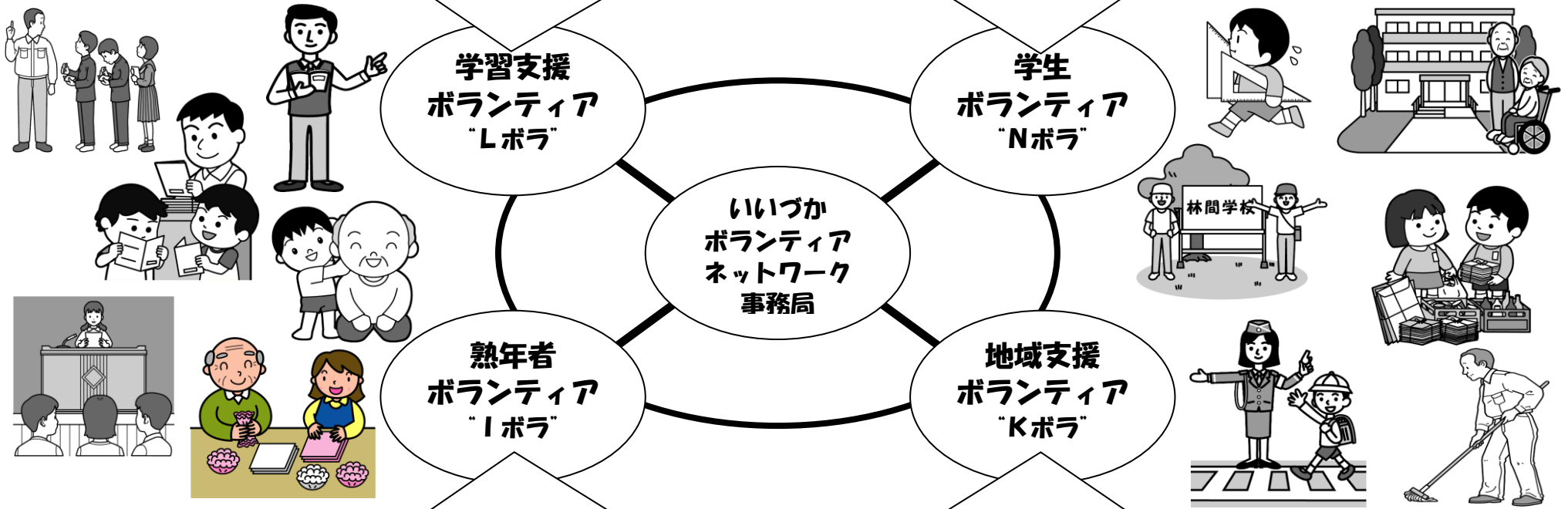
L : Learn (学習)
I : Intelligence (知恵)
N : Near (身近)
K : Keep (整備)

<学習支援ボランティア“Lボラ”>

- 「学習ボランティア派遣事業」「マナビネットほなみ」「ゲストティーチャー派遣事業」の後継事業
- 「総合的な学習の時間」における指導者
- 「放課後子どもプラン」におけるコーディネーター・指導者
- 「各種講座」等における講師

<学生ボランティア“Nボラ”>

- 「ふれあい塾学生ボランティア」の後継事業
- 「各種講座」における補助スタッフ
- 「各種事業」における補助スタッフ
- 「施設訪問」などの交流における補助スタッフ



<熟年者ボランティア“Iボラ”>

- 高齢者の知恵を活用することを目的とした事業
- 「体験談(昔ばなし)」等における発表者
- 「生活の知恵」「体験活動」等の指導における指導者
- 「熟年者マナビ塾」における参加者

<地域支援ボランティア“Kボラ”>

- 「いきいきかいた応援団」の後継事業
- 「施設等(社会教育施設および学校)整備・美化」におけるスタッフ
- 「交通安全」「集団登下校」等における安全支援者
- 「各種講座」「各種事業」における補助スタッフ

